

再生可能エネルギー導入条例検討会議(第3回会合)結果

- 1 日時 平成27年2月2日(月) 午前10時から正午
- 2 場所 ホテルルビノ京都堀川 平安の間
- 3 委員 植田委員(進行役)、緒方委員、関根委員、田浦委員、高木委員、古田委員、増田委員 ※三野委員は欠席

4 概要

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)骨子案について、意見交換を行った。各委員の意見は、下記、5-(2)のとおり。

5 内容

(1) 開会あいさつ(環境・エネルギー局長)

- これまでのご意見を踏まえ、庁内での検討を経て作成しました条例骨子案の主なポイントについて、報告いたします。
- これまで、再エネ条例については基本条例としての性質をもつことを前提として議論していただきましたが、再エネ条例は、温対条例を基本条例としながら、その一部を再エネ条例に移すことで総合的な施策条例とし、府や府民などの責務・役割については温対条例で定義することとしました。
- 柱となる施策ですが、1つ目は建築物全てに再エネを導入する規定を明確に打ち出すこと、二つ目は災害時における非常用のエネルギーとして再エネをどう位置づけるか、公共施設に設置するために根拠となる規定を置くこと、三つ目は多様なエネルギー源を地域で活用し、地域の活性化に寄与する仕組みを新たに設けることなどを考えております。
- 事務局で新たに作成しました骨子案についてのご意見や、府が具体的な支援をどう行うかについて、ご意見を賜りたく存じます。

(2) 京都再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)骨子案について 資料に基づき、環境・エネルギー局理事が説明。

(委員の主な意見は次のとおり)

目的・理念

- 絵に描いた餅にならないよう、例えば、新築される建物の内、どの程度、再エネが導入されれば府の目標を達成することができるのかイメージし、支援を行う必要がある。設計者等から建築主への再エネ導入に関する情報提供などの努力義務を新たに設

けているが、もう少し具体性があれば実効性のある条例になるのではないかと。

○地球温暖化対策条例を基本条例として、それを元にして再エネ条例を制定することに違和感がある。地球温暖化が世界規模の課題であることは確かだが東日本大震災で原発事故があり、現在も福島で10万人以上が避難生活を続けている現状に鑑みて、行政が住民の暮らし、命を守るためにどうするべきか、という考えが原点にあり再エネ条例を制定しようとしたはず。資源の枯渇や過疎など将来的にも課題の多い日本の社会問題を打開しようという目的があるからこそ、再エネ条例を制定する意義があると思う。全国に先駆け、先導するような京都らしきのある条例を作ることを検討していただきたい。

○府内の金融機関、府民などによりファンドを設けるなど、再エネの普及・拡大について永続的に支えていく財政的支援の必要性を具体的に書いてはどうか。この条例には分権自治の観点から、民間で再エネを作り出すという趣旨の府民発電条例のような目的があったと思う。将来的に府民が安心して地域の実情に応じた再エネの導入を進められるようにするためにも、目的をきちんと設定する必要があると思う。

○これまでの意見が反映され、良い形になっているが、財政的支援などについて具体性が欠けているように思える。『建築物』とは規模に関わらず全ての建物を指すのか？また、既に行われている地球温暖化対策条例の特定建築物への再エネ導入義務について、どれくらいの成果が得られているのか教えて欲しい。

→(事務局)再エネの導入努力義務を課している建築物は、建築基準法に基づき建築される建物を指す。地球温暖化対策条例による再エネの導入成果について、住宅への太陽光発電の導入を中心に進め、平成20年から22年にかけてはおひさま住宅1万5000戸達成事業、いわゆるエコポイント事業を進めてきた。23年度以降は、関西広域連合のエコポイント事業に移行し、取組を続けている。住宅への太陽光発電の導入については、東日本大震災前は1万3800戸であったものが、約3万戸まで導入が進んだ。

→(事務局)特定建築物として、再エネの導入が義務付けられるのは、延べ床面積、2,000平方メートル以上の新築又は増築の建築物。京都府への年間の届出件数は、約30件。

○これまで熱意をもって議論されてきた内容について、条例化するには色々な制約がある中、非常に良くできていると思う。しかしながら、我々が議論してきた内容とすれ違う部分があるように思える。再エネ条例は地球温暖化対策条例とは別にすべきという意見があったが、地球温暖化という大規模な問題を府の条例にすること自体、無理があると感じている。その下位として再エネ条例という、具体的な条例を作成するのは苦しいように思う。地域の活性化、特に京都府において問題となっている北部地域などでの空き家や耕作放棄地問題、災害時の非常用電源などを踏まえて位置づけていることがポイントだと思われる。また、責務については条例を新たに制定するので、事業者

などの義務について、もっと踏み込む必要があるように思う。

- これまでの検討会議において様々な専門分野の方から様々な意見を集め、その中で落としどころを見つけた結果がこの骨子案になったのだらうと思う。ただ、よく言えば問題のない、悪く言えば一般的な内容に思える。このような条例は、総じて良いことが書いてあるが、細かなことを決めることが課題になると思う。例えば、私の専門分野である森林バイオマスについて言えば、現状の導入見込みがなく、2030年まではほぼ横ばいの状況である中、条例で導入を進めるとの記述があるので、矛盾が生じているように思える。
- 再エネ条例には防災に関する規定があり、地球温暖化対策条例には無かった項目。目的に、エネルギーの自給を掲げているのであれば、エネルギーを使うだけでなく、作り出すという意志を発信しているように思う。地球温暖化対策条例とは別の目的を掲げているように思える。
- 京都エコ・エネルギー戦略が前提にあり、再エネを増やすことを目的とした条例だと思う。また、府民発電条例という表現については、再エネは電気だけに限られるものではないと思うがどうか。
→(事務局)再エネは、電気だけでなく、地熱や地中熱などの熱も含む。京都エコ・エネルギー戦略は、東日本大震災後の電力の需給逼迫を受け、電力の安定確保を目指し戦略を策定したものであるが、再エネ条例は地域にある資源を最大限活用し、電力だけでなく熱を含めた再エネの導入を、将来を見据えて進めていくためのもの。
- 地域資源の活用という側面も大きいように見受けられる。しかし、事務局が説明されたように、地球温暖化対策条例の中に理念のようなものが記載されており、再エネ条例はその強化策ということであれば、主軸が地球温暖化対策になってしまう。再エネを積極的に活用していくという意味合いを薄れさせているように思えるので、副題的なものを付け足すなど、工夫するべき余地があると思う。また、再エネ条例は地球温暖化対策条例とは別の独自要素があるように思うので、再エネの導入を促進させるためのメッセージを発信できるよう、事務局には検討をお願いしたい。

定義・導入

- 再エネの定義に、地中熱を入れてはどうか。
- 再エネの特徴として不安定という短所があり、単体での導入であれば、これ以上の普及が難しい面がある。エネルギーの地産地消を視野に広く普及していこうとするならば、地域で融通し、分け合うことや、蓄電池なども導入支援の対象に含めることが必要になると思う。

基本方針等

- 条例について、煮詰まってきたように思う。条例に基づき、具体的な施策をどう進めていくかが気になるところ。施策の基本方針で、災害時に関する記述があり、諸情勢を見極めながら施策の見直しを行うとの部分は、非常に大切なことだと思う。
→(事務局)施策の基本方針等の中で、実施計画を策定するという旨記載させていただいている。府は、既に京都エコ・エネルギー戦略を策定し、我々の目指すエネルギーミックスを進めているが、今後はさらに実施計画を策定し、具体的な施策を進めて行く。今回、いただいた意見を元に、庁内で引き続き議論していきたい。
- 財政的支援について、明確な記載が欲しい。詳細については、施策の実施計画で具体的な掘り下げが行われると思うが、骨子案では財政的支援に関する記述が一般的なものとどまっている。例えば、電気については固定価格買取制度が設けられているが、熱についてはそういったものはない。府が独自の財政的支援を行うのであれば、これまであまり重視されていなかった熱に、何らかの支援ができないか。
- 支援が少なく普及が難しい熱エネルギーの利用を主とする方が、再エネの普及が進むように思う。
- 熱エネルギーについては、効果的な支援制度が少ない状況にある。府が積極的な支援を行えば、効果的な取組として注目されるだろう。また、ドイツなどで効果的な施策があるので、それを参考にして京都らしい施策がつけられると考える。
- 京都など、昔は、木材を使いすぎて山から木が無くなったという話がある。今は、木材が余っているという話を聞くものの、府民が木質バイオマスを積極的に使い出すと森林保全ができなくなってしまうなど、需要と供給のバランスを保つことが難しい。木質バイオマスには全体を俯瞰しての推進が必要となる。骨子案(=総論)については問題ないと思うが、各論をよく検討していただきたい。
- バイオマスの利点は、太陽光発電が行われない時には電気として、それ以外の場合には熱として使うといったようにコントロールが効くことだと思う。
- 飯田市の再エネ条例は財政的支援にも言及しているが、府ではそうはいかないかもしれない。この条例が絵に描いた餅にならないよう、計画を具体的に掘り下げる必要があると思う。エネルギー自給・京都の考え方に舞鶴火力発電所が含まれているが、燃料である石炭は外国からの輸入であり、富が外国に流れている。府内で富が循環するような仕組みをイメージしてはどうか。

その他

- 資料3の体系イメージ図で、エネルギー政策の転換で掲げている4要件が全て並列で記載されているが、再エネに最も期待されていることは、安心・安全なことだと思うので、中心に置くようにしてはどうか。

以上